

「クラブガード」サービスご利用規約

第1条[規約の目的等]

1. 株式会社 Up-life(以下、「当社」といいます。)は、クラブガード契約規約(以下、「規約」といいます。)を定め、これに基づきクラブガード(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本サービスの提供を受ける者(以下、「お客様」といいます。)は規約を遵守するものとします。規約に同意することにより当社とお客様の間に成立する契約を、以下、「利用契約」といいます。

第2条[用語の定義]

1. 権利者(このソフトウェアの独占的か否かにかかわらず、すべての権利の所有者)とは、キプロス共和国の法律に従って設立された ADGUARD SOFTWARE LIMITED を意味します。
2. 「ソフトウェア」とは、お客様に提供される、ADGUARD ソフトウェアプログラム、この契約者から提供する各ケースにおいてその中に含まれる第三者のソフトウェアプログラム、対応する文書、関連メディア、印刷物、オンラインまたは電子ドキュメント、および上記のすべての更新またはアップグレードを意味します。
3. 「ソフトウェア試用版アプリケーション」とは、一部の特定のソフトウェアを意味し、限られた期間のソフトウェアのレビュー、デモンストレーション、および評価にのみ使用するソフトウェアを意味します。このソフトウェアは、機能が制限されている場合があり、このソフトウェア内の内部メカニズムにより、所定の時間が経過すると動作を停止する場合があります。
4. 「コンピュータ」とは、パーソナルコンピュータ、ラップトップ、ワークステーション、パーソナルデジタルアシスタント、スマートフォン、ハンドヘルドデバイス、またはこのソフトウェアの設計対象でありこのソフトウェアがインストールされるその他の電子機器を含むハードウェアを意味します。
5. 「エンドユーザー」または「お客様」とは、各個人がこのソフトウェアを自分自身のためにインストールまたは使用する、またはこのソフトウェアのコピーを合法的に使用する個人を意味します。または、このソフトウェアが個人の雇用主などの組織に代わってインストールまたは使用されている場合、「お客様」とは、このソフトウェアがインストールまたは使用される組織、およびこのソフトウェアを受け入れ、このソフトウェアをインストールまたは使用する者を意味します。当該組織の代理は、その組織に代わってその権限を与えられたことを表します。「組織」という用語には、パートナーシップ、有限責任会社、企業、協会、合資会社、信託、合弁事業、労働組織、非法人組織、または政府当局が含まれますが、これらに限定されません。

6. 「パートナー」とは、権利者との契約およびライセンスに基づいてこのソフトウェアを配布する個人または組織を意味します。

7. 「アップデート」とは、権利者が隨時独自の裁量で提供するすべてのアップグレード、改訂、パッチ、機能強化、修正、変更、複製、追加またはメンテナンスパックなどを意味します。

第3条[ライセンス付与]

1. お客様は、ソフトウェアのライセンスを購入した際に、権利所有者またはパートナーが受け入れた該当する注文で指定された台数のコンピューターにソフトウェアをインストールして使用できます。

2. お客様がソフトウェア試用版アプリケーションを受け取り、ダウンロードし、またはインストールした場合、お客様はこのソフトウェアの評価ライセンスを付与され、ソフトウェア試用版アプリケーションを評価目的でのみ使用することができ、特に明記されていない限り、最初のインストールの日付から適用可能な単一の評価期間中にのみ使用することができます。ソフトウェア試用版アプリケーションを他の目的で、または適用される評価期間を超えて使用することは固く禁じられています。

3. ソフトウェアアクティベーションの時点から(ソフトウェア評価版アプリケーションを除く)、ソフトウェアパッケージ(ソフトウェアが物理媒体で購入された場合)または購入時(ソフトウェアがインターネット経由で購入された場合)に指定された期間、以下のサービスを受ける権利があります。権利者がウェブサイトまたはその他のオンラインサービスを通じて公開するこのソフトウェアの更新。お客様が受け取る可能性のある更新はこのソフトウェアの一部となり、このEULAの利用規約が適用されます。お客様が最新のアップデートをインストールしていることを条件として、このソフトウェアまたは権利者のウェブサイトに記載されている文書に記載されているインターネットを介したテクニカルサポート。権利者は、最新のアップデートがインストールされていないソフトウェアに対してテクニカルサポートが利用できるようになることは保証しません。

第4条[ライセンスの制限]

1. お客様は、このソフトウェアのコピーを作成または配布したり、あるコンピュータから別のコンピュータまたはネットワークを通じてソフトウェアを電子的に転送したりすることはできません。

2. この制限にかかわらず、適用法で許可されている範囲またはその他権利者によって明示的に許可されている範囲を除き、ソフトウェアを変更、マージ、修正、または適合させたり、逆コンパイ

ル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、または人間が知覚できる形式にソフトウェアを変換したりすることはできません。

3. お客様は、このソフトウェアの販売、再販、賃貸、リース、またはサブライセンスを行うことはできません。このソフトウェアの再販またはサブライセンスを許可されるのは、権利者が承認したパートナーのみです。

4. お客様は、このソフトウェアを変更したり、このソフトウェアに基づいた派生物を作成したりすることはできません。

5. お客様がこの EULA を遵守しなかった場合、権利者がこのソフトウェアに対するすべてのライセンスを終了し、お客様はこのソフトウェアのすべてのコピーを破棄しなければならない場合があります。

6. この契約書に別段の定めがない限り、お客様は、(A)お客様がライセンスを購入したソフトウェアのコピー数を超えてインストールまたは使用したり、(B)複数のユーザー名でソフトウェアトライアルアプリケーションをダウンロードしたり、(C)ソフトウェア試用版アプリケーションをそれに対する 1 つのライセンスの試用期間を超える期間使用するためにハードドライブやコンピューターシステムの内容を変更したり、または(D)ソフトウェア試用版アプリケーションを、試用版以外のバージョンのソフトウェアのライセンスの購入を決定する唯一の目的以外の目的で使用することはできません。

7. お客様は、このソフトウェアまたはこのソフトウェアの出力から、著者の帰属および著作権に関する通知を含む、所有権の通知またはラベルを削除または変更することはできません。

8. お客様は、許諾されていない目的または適用される法律に違反する目的でこのソフトウェアを使用することはできません。

第 5 条[販売、アクティベーション、期間]

この規定は、有料ライセンスおよびアクティベーションを必要とするソフトウェアに適用されます（権利者がアクティベーションなしで無料ライセンスを提供するソフトウェアには適用されません）。

1. 権利者のウェブサイトからのソフトウェアのライセンスの購入は、別途の販売条件によって管理されます(<https://adguard.com/terms-of-sale.html>)参照によりこの EULA に明示的に組み込まれています。権利者のパートナーからのこのソフトウェアのライセンスの購入には、当該パートナーが提供する追加の販売条件が適用される場合があります。

2. 評価目的以外の場合、または評価期間を超えてこのソフトウェアを使用するには、お客様はこのソフトウェアのアクティベーションを行う必要があります。お客様が使用しているソフトウェアおよびお客様がこのソフトウェアに対するライセンスを購入した方法によっては、アクティベーションはいくつかの異なる方法のいずれかで処理される場合があります。通常、アクティベーションは、該当する注文を通じて購入されたライセンス数に対するお支払い後に権利者がアクティベーションコードを送信する有効な電子メールアドレスをお客様が提供することによって処理されます。お客様は購入したライセンスごとにアクティベーションコードを受け取ります。特定のソフトウェアのアクティベーションは、お客様がライセンスを購入したモバイルアプリケーションプラットフォームを介して(例えば、Amazon サブスクリプションまたは Apple App Store コードを介して)処理される場合があります。購入したライセンスによっては、アクティベーションコードが 1 つ以上のデバイスに適用される場合があります。アクティベーションコードを使用すると、そのアクティベーションコードに関連付けられたライセンスは、該当する注文によって購入されたライセンス期間が開始されます。お客様が複数のコンピュータで使用することを意図したソフトウェアを取得した場合、お客様のライセンスは、最初のコンピュータ上でのソフトウェアのアクティベーションの日から開始されます。

3 AdGuard ライセンスを購入すると、購入時に使用したメールアドレスに対して AdGuard アカウントが自動的に作成されます。AdGuard アカウントは、Windows 版のインストール中にウィザードウィンドウにメールアドレスを入力した場合、または Android 版で試用期間にサインアップした場合、または adguard.com でウェブサイトを介して直接サインアップした場合にも登録されます。AdGuard アカウントを登録することにより、お客様は 16 歳以上であることを確認したことになります。お客様にはアクティベーションコードを機密に保つ責任があります。お客様のアカウントにアクセスすることでアクティベーションコードの保存および取得ができます。必要に応じて、お客様は設定セクションで AdGuard アカウントを削除できます。これにより、ユーザーに関するすべての個人情報がシステムから削除されますが、このソフトウェアのアクティベーションコードには影響しません。権利者は、失われたアクティベーションコードに対して責任を負いません。払い戻しまたは交換アクティベーションコードの発行は、権利者のみの裁量で行うものとします。AdGuard アカウントが作成されると、AdGuard ニュースレターや特別オファー通知が自動的に購読されます。AdGuard アカウントで、またはニュースレター自体の[購読解除]ボタンをクリックすると、購読を解除できます。また、AdGuard ブログまたは AdGuard アフィリエイトプログラムを購読することにより、お客様は、私たちから電子メール通知を受け取ることに同意し、お客様が 16 歳以上であることを確認するものとします。購読を停止したい場合は privacy@adguard.com にお問い合わせください。

4. お客様がコンピュータを変更した場合、またはベンダーの他のソフトウェアに変更を加えた場合、お客様は権利者からこのソフトウェアのアクティベーションの再実行を要求されることがあります。権利者は、お客様のコンピュータにインストールおよび/または使用されるソフトウェアのコピーのライセンスの有効性および合法性を検証するために、任意の手段および検証手順を使用する権利を留保します。

第 6 条[GNU およびその他の第三者ライセンス]

このソフトウェアには、GNU 一般公衆利用許諾(GPL)またはその他の同様のオープンソースまたはフリーソフトウェアライセンスに基づいて、特定のプログラムまたはその一部のコピー、変更、再配布、あるいはソースコードへのアクセス(以下「オープンソースソフトウェア」)がお客様にライセンス(またはサブライセンス)されているソフトウェアプログラムが含まれる場合があります。そのようなライセンスによりこのソフトウェアに含まれるオープンソースソフトウェアのソースコードを利用可能にすることが必要な場合、お客様が support@adguard.com への要求を送信すると、そのソースコードがお客様に利用可能になります。オープンソースソフトウェアのライセンスにより、権利者がこの EULA で付与された権利よりも広範なオープンソースソフトウェアを使用、コピー、または変更する権利を提供することが必要な場合、その権利は本規約に定める権利および制限よりも優先されます。

第 7 条[所有権]

この EULA は、お客様にこのソフトウェアを使用するための限定的なライセンスを提供します。権利者およびそのサプライヤーおよびパートナーは、すべての著作権およびその他の知的財産権を含む、ソフトウェアおよびそのすべてのコピーに関するすべての権利、権益を保持します。連邦および国際的な著作権を含む、この EULA で特に付与されていないすべての権利は、権利者、そのサプライヤーおよびそのパートナーによって留保されます。

第 8 条[一般]

- 適用される法律、仲裁、および裁判地の選択。この EULA は、法律の規則および原則の抵当に言及することなく、キプロス共和国の法律に準拠し、解釈されます。この EULA は、国際物品売買契約に関する国連条約に準拠するものではなく、その適用は明示的に除外されます。この EULA の条項の解釈または適用に起因する紛争、またはその違反は、直接交渉によって解決されない限り、キプロス共和国の仲裁によって裁定されるものとします。仲裁人によって提供されたいかなる裁定も、当事者に対する最終的かつ拘束力を持つものであり、そのような仲裁裁定に関するいかなる判決も管轄権のある裁判所で執行され得ます。この第 8 条のいかなる者も、仲裁手続の前、中、後にかかるわらず、当事者が管轄権を有する裁判所から公平な救済を求めるこまたは、または得ることを妨げるものではありません。

- 全体の契約と非放棄。この EULA は、この契約の主題に関する当事者間の完全な合意を含み、口頭または書面のいずれであっても、すべての以前または同時期の合意または理解に取って代わります。お客様は、この契約に従ってライセンスされたソフトウェアに関連して、お客様が発行した発注書またはその他の書面による通知または文書に含まれる、いかなる変更または追加の条項も、

効力を持たないことに同意するものとします。権利者がこの EULA またはその権利行使しなかつたり、行使が遅れたり、あるいはこの EULA に違反した場合でも、権利者がそれらの権利または違反を放棄したとみなさぬるものとします。

3. 修正の制限。権利者のパートナー、または権利者のパートナーの代理人または従業員は、この EULA に修正を行う権限を持っていません。この EULA とこのソフトウェアに関する権利者のパートナーが提供する別個の条件との間の矛盾またはあいまいさは、この EULA に有利に解決されるものとします。

4. 分離条項。この EULA のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所によって法律に反すると判断された場合、その規定は許容される最大限の範囲で施行され、この EULA の残りの規定は引き続き完全な効力を有します。

5. 禁止されている場所での不使用。このソフトウェアの使用は、この EULA のすべての条項に効力を与えない管轄区域において許可されていません。

6. 譲渡。お客様は、権利者の書面による事前の同意なしに、EULA に関するいかなる権利もしくは義務も法的行為またはその他の方法によって第三者に譲渡することはできません。そのような同意を欠いていると主張された譲渡は、その開始時において無効になります。権利者は、いつでも、またはその単独の裁量により、そのウェブサイトに通知を掲載することにより、この EULA に基づいた権利または義務の全部または一部を任意の当事者に譲渡または委任することができます。

第 9 条[規約の変更]

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、利用者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用料金等の利用条件は、変更後の本規約に従うことを契約者は予め承諾します。変更された本規約は、当社の運営サイトで確認いただけます。

第 10 条[サービスの提供区域]

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第 11 条[サービスの内容]

本規約に基づき当社が行うクラブガードの内容及び範囲は、本規約および当社の運営サイトに定めるものとします。

第 12 条[サービスの提供]

- ヘルプデスクサポートは、電子メールを通じて提供されます。
- 対応時間は、平日 12:00-18:00 となります。
- EULA に関するご質問がある場合、または何らかの理由で権利者に連絡したい場合は、カスタマーサポートサービスまでお問い合わせください。
Email: support@adguard.com Website: adguard.com

第 13 条[免責]

当社及び当社の業務提携先は本サービスの利用により発生した契約者又は第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)及び本サービスを利用できなかったことにより発生した契約者又は第三者に生じた損害に対し、当社または当社の業務提携先が損害賠償を負う場合であっても、故意および重大な過失がない限り、通常かつ直接の損害に限り損害賠償義務を負うものとします。

第 14 条[サービスの終了]

- 当社は、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。
- 本サービスの全部又は一部を終了するときは、終了する 10 日前までにその旨を告知あるいは通知します。
- 次の各号に該当する場合には、当社は第 2 項の告知なしに本サービスを終了することができます。
 - (1)契約者が規約に違反し、当社が相当の期間を定めてその是正を求めたにも関わらず、その違反を是正しないとき
 - (2)契約者が当社の名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4)差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき

第 15 条[キャンセル]

本サービスについては、お客様都合のキャンセルの場合は、料金が発生する可能性があります。

第 16 条[契約期間]

- 本サービスの利用契約に期間の定めはありません。
- 契約者又は当社から利用契約の期間満了の 1 ヶ月前までに書面または電子メールによる解約の申し入れがない限り、利用契約は更に 1 ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

第 17 条[契約の成立]

1. 利用契約はサービス利用申込書に記載されたサービス開始ご希望日に成立します。
2. 当社は、次の場合には本サービス利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1)本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (2)本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (3)本サービスの申込をした者が第 19 条[提供停止]第 1 項各号のいずれかに該当するとき
 - (4)本サービスの申込をした者が過去において第 19 条[提供停止]第 1 項各号のいずれかに該当したとき
 - (5)サービス利用申込情報に虚偽を記載したとき
 - (6)前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
3. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。
4. 契約者がメール等、当社が定めるサービス利用申込方式と別の方法で申し込みを行い、当社が受理した場合、本サービス提供開始後、規約が適用されるものとします。

第 18 条[契約者の地位の承継]

契約者である法人が合併したとき、契約者はその旨を直ちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 19 条[提供停止]

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 契約者が利用契約上の債務を履行しなかったとき
 - (2) その他、当社が不適切と判断するとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。

第 20 条[料金等]

1. 利用料金は、当社の運営サイトに表示するものとします。
2. 契約者の依頼に応じて当社が訪問サービスを提供する場合、別途費用が発生します。

3. 契約者は販売店の定める方法により利用料金を支払うものとします。
4. 第 19 条[提供停止]の規定により本サービスの提供が中止又は停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 21 条[延滞損害金]

契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算して得た額(1 年を 365 日として日割計算)を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第 22 条[割増金等の支払方法]

契約者は前条[延滞損害金]の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 23 条[消費税]

消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 24 条[端数処理]

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 25 条[責任の制限]

1. 契約者は、自らの責任でサービスを利用するものとします。本サービスにより提供される助言に基づいての作業は、全て契約者の責任において実施するものとします。
2. 当社は、特定目的への適合性、権利の侵害および所有権の保証、その他一切の明示および黙示の保証を行わないものとします。また、当社は、本サービスが中断されないこと、瑕疵がないこと、または完全に安全であることについての保証はしないものとします。
3. 以下の場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 契約者の保有する設備の障害や設定不備に起因する場合
 - (2) 第三者の開発したソフトウェア等に起因する場合

- (3) インターネット、電気通信事業者の回線、対象システムが設置されているビル内回線等の通信回線の不通または通信の不具合・異常に起因する場合
 - (4) 火災、天変地異その他不可抗力に起因する場合
 - (5) 契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合
4. 契約者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの責任において解決するものとし、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 26 条[準拠法と管轄裁判所]

規約に関する準拠法は日本法とします。契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。また、紛争の原因が発生してから 1 年以上経過したあとには提起できません。ただし、知的財産権の侵害に対する紛争は例外とし、この場合は適用される最大の法定期間内に提起することができるものとします。

© 2019 ADGUARD SOFTWARE LIMITED. All Rights Reserved.

このソフトウェアおよび付属の文書には著作権があり、著作権法および国際著作権条約、ならびに他の知的財産法および条約によって保護されています。

重要: このソフトウェアのエンドユーザー使用許諾契約書(「EULA」または「契約」)は、お客様(個人または、法人によって購入または取得された場合は法人)と ADGUARD SOFTWARE LIMITED との間の法的合意です。インストールプロセスを完了し、ソフトウェアを使用する前に、慎重にお読みください。これには、ソフトウェアを使用するためのライセンスの提供と、保証情報と免責事項が含まれています。使用許諾契約ウィンドウの[同意]ボタンをクリックし、ソフトウェアを使用することにより、お客様はソフトウェアの受諾を確認し、この EULA の条項に拘束されることに同意します。これらの条項に拘束されることに同意しない場合は、ソフトウェアをインストールしないでください。

この EULA は、お客様および ADGUARD SOFTWARE LIMITED が、この EULA の条項の解釈または適用に起因する紛争、違反に起因する紛争を仲裁へ提出する必要があることに注意してください。

使用許諾契約ウィンドウの[同意]ボタンをクリックした後、お客様は、この EULA の利用規約に従ってソフトウェアを使用する権利を有します。

付則 この約款は、2023年2月1日から実施します。